

社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱 新旧対照表

(別紙)

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p>社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>第 1 通 則</p> <p>社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>第 2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 （交付の目的）</p> <p>1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（以下第2において「整備費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助する<u>とともに、売春防止法（昭和31年法律第118号）の規定に基づき、都道府県又は指定都市が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>（定 義）</p> <p>2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、</p>	<p>別 紙</p> <p>社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>第 1 通 則</p> <p>社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>第 2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 （交付の目的）</p> <p>1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（以下第2において「整備費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）</u>」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（定 義）</p> <p>2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、</p>

改 正 後				現 行			
中分類及び小分類の施設をいう。				中分類及び小分類の施設をいう。			
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 生活保護法 第 3 8 条に基 づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設		(1) 生活保護法 第 3 8 条に基 づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	
(2) 社会福祉法 (昭和 2 6 年 法律 第 4 5 号) 第 2 条第 2 項 第 7 号に基 づく 授 産 施 設 ((1)による 授産施設を除 く。)	社会事業授産施 設			(2) 社会福祉法 (昭和 2 6 年 法律 第 4 5 号) 第 2 条第 2 項 第 7 号に基 づく 授 産 施 設 ((1)による 授産施設を除 く。)	社会事業授産施 設		
(3) 障害者総合 支援法 第 5 条 第 1 項に基 づく 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 (同 条 第 6 項に規 定する療養介 護、同条第 7 項 に規定する生 活介護、同条第 1 2 項に規定 する自立訓練、 同条第 1 3 項	障害福祉サービ ス事業所 障害者支援施設			(3) 障害者総合 支援法 第 5 条 第 1 項に基 づく 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 (同 条 第 6 項に規 定する療養介 護、同条第 7 項 に規定する生 活介護、同条第 1 2 項に規定 する自立訓練、 同条第 1 3 項	障害福祉サービ ス事業所 障害者支援施設		

改 正 後				現 行			
に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)並びに同条第11項に規定する障害者支援施設				に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)並びに同条第11項に規定する障害者支援施設			
(4) 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護(以下「居宅介護」という。)、同条第	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 (以下「居宅介護事業所」という。) 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事			(4) 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護(以下「居宅介護」という。)、同条第	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 (以下「居宅介護事業所」という。) 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事		

改 正 後				現 行			
8 項に規定する短期入所、同条第 15 項に規定する就労定着支援、同条第 16 項に規定する自立生活援助、同条第 17 項に規定する共同生活援助及び同条第 18 項に規定する相談支援を行う事業所	業所 相談支援事業所			8 項に規定する短期入所、同条第 15 項に規定する就労定着支援、同条第 16 項に規定する自立生活援助、同条第 17 項に規定する共同生活援助及び同条第 18 項に規定する相談支援を行う事業所	業所 相談支援事業所		
(5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。)	身体障害者社会参加支援施設	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設	点字図書館 聴覚障害者情報提供施設	(5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。)	身体障害者社会参加支援施設	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設	点字図書館 聴覚障害者情報提供施設

改 正 後				現 行			
<u>(削除)</u>				<u>(6) 児童福祉法 第6条の2の 2第1項に規 定する障害児 通所支援事業 (同条第2項 に規定する児 童発達支援、同 条第4項に規 定する放課後 等デイサービ スに限る。)を 行う事業所及 び第7条に規 定する障害児 入所施設及び 児童発達支援 センター</u>	<u>児童福祉施設</u> <u>児童発達支援 事業所</u> <u>放課後等デイサ ービス事業所</u>	<u>障害児入所施設</u> <u>児童発達支援セ ンター</u>	<u>福祉型障害児入 所施設</u> <u>医療型障害児入 所施設</u> <u>福祉型児童発達 支援センター</u> <u>医療型児童発達 支援センター</u>
<u>(削除)</u>				<u>(7) 児童福祉法 第6条の2の 2第5項に規 定する居宅訪 問型児童発達 支援、同条第6 項に規定する 保育所等訪問 支援及び同条 第7項に規定</u>	<u>居宅訪問型児童 発達支援事業所</u> <u>保育所等訪問支 援事業所</u> <u>障害児相談支援 事業所</u>		

改 正 後				現 行			
				<u>する障害児相談支援を行う事業所</u>			
(6) 障害者総合支援法第5条第28項に基づく福祉ホーム	福祉ホーム			(8) 障害者総合支援法第5条第28項に基づく福祉ホーム	福祉ホーム		
(7) 平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設	応急仮設施設			(9) 平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」に基づく応急仮設施設	応急仮設施設		
(8) 社会福祉法第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所	無料低額宿泊所			(10) 社会福祉法第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所	無料低額宿泊所		
(9) 生活保護法第30条に基	日常生活支援住居施設			(11) 生活保護法第30条に基	日常生活支援住居施設		

改 正 後				現 行			
づく日常生活 支援住居施設				づく日常生活 支援住居施設			
<u>(10) 売春防止法 (昭和31年 法律第118 号)第34条第 5項に基づく 要保護女子を 一時保護する 一時保護所、同 法第36条に 基づく要保護 女子を収容保 護するための 婦人保護施設</u>	<u>一時保護所 婦人保護施設</u>			<u>(新設)</u>			
(11) 上記以外の 施設であって、 当該施設につ いて国が当該 施設の設置及 び運営につい ての基準を定 めており、 かつ、厚生労働 大臣が特に整 備の必要を認 めるもの	その他施設			(12) 上記以外の 施設であって、 当該施設につ いて国が当該 施設の設置及 び運営につい ての基準を定 めており、 かつ、厚生労働 大臣が特に整 備の必要を認 めるもの	その他施設		

改 正 後		現 行	
<p>3 第2において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。</p> <p>(1) 第2の2の表第1号、第2号、第9号及び第11号に掲げる施設（以下「保護施設等」という。）並びに保護施設等に係る第7号の施設の場合</p>		<p>3 第2において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。</p> <p>(1) 第2の2の表第1号、第2号、第11号及び第12号に掲げる施設（以下「保護施設等」という。）並びに保護施設等に係る第9号の施設の場合</p>	
整備区分	整備内容	整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を整備すること。	創 設	新たに施設を整備すること。
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。	増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をすることも同時に既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。	増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をすることも同時に既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。
改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。	改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。	拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省	大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社

改 正 後		現 行	
スプリンクラー設備等整備	<p>社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。</p> <p>平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。</p>	スプリンクラー設備等整備	<p>社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。</p> <p>平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。</p>
老朽民間社会福祉施設整備	<p>社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。</p>	老朽民間社会福祉施設整備	<p>社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。</p>
応急仮設施設整備	<p>平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。</p>	応急仮設施設整備	<p>平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。</p>
<p>(2) 第2の2の表第3号及び第5号に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る第7号の施設の場合</p>		<p>(2) 第2の2の表第3号、第5号及び第6号に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る第9号の施設の場合</p>	
整備区分	整備内容	整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。	創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。	増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）	改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）

改	正	後	現	行
<p>大規模修繕等 (沖縄県及び那覇市が行う施設整備を除く。ただし、「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限りではない。)</p>	<p>む。) をすること。</p> <p>既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。</p>		<p>む。) をすること。</p> <p>既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。</p>	
<p>スプリンクラー設備等整備</p>	<p>平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。</p>		<p>平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。</p>	
<p>老朽民間社会福祉施設整備</p>	<p>社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。</p>		<p>社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。</p>	
<p>応急仮設施設整備</p>	<p>平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。</p>		<p>平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。</p>	

改 正 後		現 行	
避難スペース整備 (第5号に掲げる施設の整備を除く。)	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。	避難スペース整備 (第5号に掲げる施設の整備を除く。)	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。
(3) 第2の2の表第4号の施設並びに同号の施設に係る第7号の施設の場合		(3) 第2の2の表第4号及び第7号の施設並びに同号の施設に係る第9号の施設の場合	
整備区分	整備内容	整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を整備すること。	創 設	新たに施設を整備すること。
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。	増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。	改 築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等 (沖縄県及び那覇市が行う施設整備を除く。ただし、共同生活援助事業所及び「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。	大規模修繕等 (沖縄県及び那覇市が行う施設整備を除く。ただし、共同生活援助事業所及び「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」による整備はこの限	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。

改 正 後		現 行	
りではない。)		りではない。)	
<p>応急仮施設整備</p> <p>平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。</p>		<p>応急仮施設整備</p> <p>平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。</p>	
<p>避難スペース整備</p> <p>(居宅介護及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。)</p> <p>平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。</p>		<p>避難スペース整備</p> <p>(居宅介護及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。)</p> <p>平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。</p>	
(4) 第2の2の表第6号に掲げる施設の場合		(4) 第2の2の表第8号に掲げる施設の場合	
整備区分	整備内容	整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設について平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。	大規模修繕等	既存施設について平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。	スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
(5) 第2の2の表第8号に掲げる施設の場合		(5) 第2の2の表第10号に掲げる施設の場合	

改 正 後		現 行	
整備区分	整備内容	整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び令和元年6月27日社援発0520第4号厚生労働省社会・援護局長通知「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」により整備をすること。	大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」及び令和元年6月27日社援発0520第4号厚生労働省社会・援護局長通知「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」により整備をすること。
<u>(6) 第2の2の表第10号に掲げる施設の場合</u>		<u>(新設)</u>	
整備区分	整備内容		
<u>創 設</u>	<u>新たに施設を整備すること。</u>		
<u>増 築</u>	<u>既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。</u>		
<u>増 改 築</u>	<u>既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をすることとともに既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。</u>		
<u>改 築</u>	<u>既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。</u>		
<u>拡 張</u>	<u>既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。</u>		
<u>大規模修繕等</u>	<u>既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等</u>		

改 正 後	現 行
<p><u>施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて</u>により整備をすること。</p> <p><u>耐震化等整備事業のうち、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事 <p><u>スプリンクラー設備等整備</u> 平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「<u>社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて</u>」により整備をすること。</p> <p><u>老朽民間社会福祉施設整備</u> 平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「<u>老朽民間社会福祉施設の整備について</u>」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。</p> <p><u>防犯対策強化に係る整備</u> 平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「<u>障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について</u>」により整備をすること。</p>	
<p>（交付の対象）</p> <p>4 整備費補助金は、<u>次の事業を交付の対象とする。</u></p> <p><u>(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等に</u></p>	<p>（交付の対象）</p> <p>4 整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業</p>

改正後							現行						
より③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業。							を交付の対象とする。						
①施設の 種類	②設置 根拠等	③設置 者	④補助 根拠等	⑤補助者	⑥県補 助率	⑦国庫 補 助 率	①施設の 種類	②設置 根拠等	③設置 者	④補助 根拠等	⑤補助者	⑥県補 助率	⑦国庫 補 助 率
(1) 保護 施設	生活保 護法第 41条	社会福 祉法人 又は日 本赤十 字社	生活保 護法第 74条 第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市（沖縄 県及び那覇 市を除く。 ただし、「障 害者支援施 設等におけ る防犯対策 等の強化に 係る整備に ついて」に よる整備は この限りで はない。）	3/4	2/3	(1) 保護 施設	生活保 護法第 41条	社会福 祉法人 又は日 本赤十 字社	生活保 護法第 74条 第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市（沖縄 県及び那覇 市を除く。 ただし、「障 害者支援施 設等におけ る防犯対策 等の強化に 係る整備に ついて」に よる整備は この限りで はない。）	3/4	2/3
(2) 社会 事業授 産施設	社会福 祉法第 2条第 2項第 7号	社会福 祉法人	予算措 置	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市（沖縄 県及び那覇	3/4	2/3	(2) 社会 事業授 産施設	社会福 祉法第 2条第 2項第 7号	社会福 祉法人	予算措 置	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市（沖縄 県及び那覇	3/4	2/3

改 正 後				現 行									
				市を除く。 ただし、「障 害者支援施 設等におけ る防犯対策 等の強化に 係る整備に ついて」に よる整備は この限りで はない。）					市を除く。 ただし、「障 害者支援施 設等におけ る防犯対策 等の強化に 係る整備に ついて」に よる整備は この限りで はない。）				
(3) 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 等													
7 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 （療 養 介 護 を 除く。）	障 害 者 総 合 支 援 法 第 7 9 条 第 2 項	障 害 者 総 合 支 援 法 第 7 9 条 第 2 項 に 基 づ き 事 業 を 実 施 す る 法 人（社会	予 算 措 置	都 道 府 県 又 は 指 定 都 市 若 し く は 中 核 市	3 / 4	2 / 3	7 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 等	障 害 者 総 合 支 援 法 第 7 9 条 第 2 項	障 害 者 総 合 支 援 法 第 7 9 条 第 2 項 に 基 づ き 事 業 を 実 施 す る 法 人（社会	予 算 措 置	都 道 府 県 又 は 指 定 都 市 若 し く は 中 核 市	3 / 4	2 / 3

改 正 後						現 行							
		福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）						福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）					
イ 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3	イ 障害福祉サービス事業所（療養介護に限る。）	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

改 正 後							現 行						
ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないことされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3	ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10号及び第10の7号の規定により固定資産税を課されないことされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

改 正 後							現 行						
		法 人 又 は 公 益 財 団 法 人 等。 医 療 法 人 を 除 く。)							法 人 又 は 公 益 財 団 法 人 等。 医 療 法 人 を 除 く。)				
(4) 居宅 介 護 事 業 所、 短 期 入 所 事 業 所、就 労 定 着 支 援 事 業 所、自 立 生 活 援 助 事 業 所、共 同 生 活 援 助 事 業 所 及 び 相 談 支 援 事 業 所	障 害 者 総 合 支 援 法 第 7 9 条 第 2 項	社 会 福 祉 法 人 等	予 算 措 置	都 道 府 県 又 は 指 定 都 市 若 し く は 中 核 市	3 / 4	2 / 3	(4) 居宅 介 護 事 業 所、 短 期 入 所 事 業 所、就 労 定 着 支 援 事 業 所、自 立 生 活 援 助 事 業 所、共 同 生 活 援 助 事 業 所 及 び 相 談 支 援 事 業 所	障 害 者 総 合 支 援 法 第 7 9 条 第 2 項	社 会 福 祉 法 人 等	予 算 措 置	都 道 府 県 又 は 指 定 都 市 若 し く は 中 核 市	3 / 4	2 / 3
(5) 身体	身 体 障	社 会 福	予 算 措	都 道 府 県 又	3 / 4	2 / 3	(5) 身体	身 体 障	社 会 福	予 算 措	都 道 府 県 又	3 / 4	2 / 3

改 正 後						現 行						
障害者 社会参 加支援 施設	障害者福 祉法第 28条 第3項	社法人	置	は指定都市 若しくは中 核市		障害者 社会参 加支援 施設	障害者福 祉法第 28条 第3項	社法人	置	は指定都市 若しくは中 核市		
<u>(削除)</u>						<u>(6) 児童 福祉施 設等</u>						
						<u>7 障害 児入所 施設</u>	<u>児童福 祉法第 35条 第4項</u>	<u>社会福 祉法人 又は日 本赤十 字社若 しくは 公益社 団法人 又は公 益財団 法人</u>	<u>児童福 祉法第 56条 の2第 1項</u>	<u>都道府県又 は指定都市 若しくは児 童相談所設 置市</u>	<u>3 / 4</u>	<u>2 / 3</u>
						<u>1 児童発 達支援 センタ ー</u>	<u>児童福 祉法第 35条 第4項</u>	<u>社会福 祉法人 等</u>	<u>児童福 祉法第 56条 の2第 1項</u>	<u>都道府県又 は指定都市 若しくは児 童相談所設 置市</u>	<u>3 / 4</u>	<u>2 / 3</u>
						<u>ウ 児童発</u>	<u>児童福</u>	<u>社会福</u>	<u>予算措</u>	<u>都道府県又</u>	<u>3 / 4</u>	<u>2 / 3</u>

改 正 後							現 行						
							<u>達支援事業所、放課後等デイサービス事業所</u>	<u>祉法第34条の3第2項</u>	<u>祉法人等</u>	<u>置</u>	<u>は指定都市若しくは中核市</u>		
<u>(削除)</u>							<u>(7) 居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所</u>	<u>児童福祉法第34条の3第2項</u>	<u>社会福祉法人等</u>	<u>予算措置</u>	<u>都道府県又は指定都市若しくは中核市</u>	<u>3/4</u>	<u>2/3</u>
<u>(6)</u> 福祉ホム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3	<u>(8)</u> 福祉ホム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
<u>(7)</u> 応急	平成1	本表中	予算措置	都道府県又	3/4	2/3	<u>(9)</u> 応急	平成1	本表中	予算措置	都道府県又	3/4	2/3

改 正 後							現 行						
仮設 施設	7年1 0月5 日社援 発第 1005010 号厚生 労働省 社会・援 護局長 通知「社 会福祉 施設等 におけ る応急 仮設施 設整備 の国庫 補助の 取扱い について」	の施設 の種類 ごとに 定めら れてい る設置 者	置	は指定都市 若しくは中 核市			仮設 施設	7年1 0月5 日社援 発第 1005010 号厚生 労働省 社会・援 護局長 通知「社 会福祉 施設等 におけ る応急 仮設施 設整備 の国庫 補助の 取扱い について」	の施設 の種類 ごとに 定めら れてい る設置 者	置	は指定都市 若しくは中 核市		
(8) 無料 低額宿 泊所	社会福 祉法第 2条第 3項第 8号	社会福 祉法人 等	予算措 置	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	3 / 4	2 / 3	(10) 無料 低額宿 泊所	社会福 祉法第 2条第 3項第 8号	社会福 祉法人 等	予算措 置	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	3 / 4	2 / 3
(9) 日常	生活保	社会福	予算措	都道府県又	3 / 4	2 / 3	(11) 日常	生活保	社会福	予算措	都道府県又	3 / 4	2 / 3

改 正 後							現 行						
生活支 援住居 施設	護法第 30条	社法人 等	置	は指定都市 若しくは中 核市			生活支 援住居 施設	護法第 30条	社法人 等	置	は指定都市 若しくは中 核市		
(10) 婦人 保護施設	売春防 止法第 36条	社会福 祉法人	予算措 置	都道府県	3 / 4	2 / 3	(新設)						
(11) その 他施設	別途厚 生労働 大臣が 定める 基準等	社会福 祉法人 又は日 本赤十 字社	予算措 置等	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	3 / 4	2 / 3	(12) その 他施設	別途厚 生労働 大臣が 定める 基準等	社会福 祉法人 又は日 本赤十 字社	予算措 置等	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	3 / 4	2 / 3

(2) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業

(新設)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫 補助 率
(1) 売春防止法に基づく施設 ア 婦人相談所一時保護所	売春防止法第34 条第5項	都道府県 指定都市	1 / 2
イ 婦人保護施設	売春防止法第36 条	都道府県	1 / 2

改 正 後	現 行
<p>5 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。</p> <p>(1) 土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>(2) 職員の宿舎に要する費用</p> <p>(3) その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。</p> <p>なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) <u>4(1)の補助事業に係る</u>創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。</p> <p>ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、<u>別表1-3又は別表1-4</u>の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。))の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ <u>4(1)の表の①欄</u>に定める施設の種類ごとに、別表1-1、別表1-2、<u>別表1-3又は別表1-4</u>の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。</p> <p>ウ アにより選定された額に<u>4(1)の表の⑥欄</u>に定める県補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ないほうの額の施設の種類ごとの額(以下「国庫補助基本額」という。)に、<u>4(1)の表の⑦欄</u>に定める国庫補助率を乗</p>	<p>5 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。</p> <p>(1) 土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>(2) 職員の宿舎に要する費用</p> <p>(3) その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。</p> <p>なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。</p> <p>ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1 <u>又は</u>別表1-2の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。))の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ 4の表の①欄に定める施設の種類(<u>障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等との多機能型事業所として整備する場合には、4の表の①(3)ア、(6)イ若しくは(6)ウのいずれか一つの施設の種類</u>)ごとに、別表1-1 <u>又は</u>別表1-2の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計を算出する。</p> <p>ウ アにより選定された額に4の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ないほうの額の施設の種類ごとの額(以下「国庫補助基本額」という。)に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額</p>

改 正 後	現 行
<p>じて得た額の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の（ア）から（エ）のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。</p> <p>（ア）地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄付金その他の収入額を控除した額</p> <p>（イ）地域交流スペースに係る対象経費の実支出額</p> <p>（ウ）地域交流スペースに係る基準額</p> <p>a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。）<u>28,300</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>29,810</u>千円）</p> <p>b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合<u>39,390</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>40,900</u>千円）</p> <p>c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。）<u>38,300</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>42,400</u>千円）</p> <p>d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、<u>54,360</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場</p>	<p>の範囲内の額を交付額とする。</p> <p>エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の（ア）から（エ）のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。</p> <p>（ア）地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄付金その他の収入額を控除した額</p> <p>（イ）地域交流スペースに係る対象経費の実支出額</p> <p>（ウ）地域交流スペースに係る基準額</p> <p>a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（bの場合を除く。）<u>26,300</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>27,710</u>千円）</p> <p>b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合<u>36,580</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>37,990</u>千円）</p> <p>c 防災拠点型地域交流スペースの場合（dの場合を除く。）<u>35,600</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場合は<u>39,410</u>千円）</p> <p>d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、<u>50,480</u>千円（初度設備相当を併せて整備する場</p>

改 正 後	現 行
<p>合は <u>58,460</u> 千円)</p> <p>(エ) 地域交流スペースに係る都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助額</p> <p><u>(2) 4 (2) の事業に係る創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備については、次により算出された額を交付額とする。</u></p> <p><u>ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1-3 又は別表 1-4 の第 3 欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、4 (2) の表の④欄に定める国庫補助率を乗じた額を算出する。</u></p> <p><u>イ 4 (2) の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表 1-3 又は別表 1-4 の第 1 欄に定める種目ごとに第 2 欄により算出した基準額の合計を算出する。</u></p> <p><u>ウ アにより選定された額とイにより算出した額とを比較していずれか少ないほうの額を交付額とする。</u></p> <p>(3) <u>4 (1) の事業に係る 6 (1) 以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。</u></p> <p><u>ア 別表 1-5 又は別表 1-6 及び別表 5 の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と、第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(以下「都道府県(指定都市及び中核市)補助基本額」という。)に、4 (1) の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額とを比較して少ない方の額(以下「国庫補助基本額」という。)に、同表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。</u></p>	<p>合は <u>54,290</u> 千円)</p> <p>(エ) 地域交流スペースに係る都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助額</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) (1) 以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。</p> <p><u>ア 別表 1-3 及び別表 4 の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と、第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(以下「都道府県(指定都市及び中核市)補助基本額」という。)に、4 の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額とを比較して少ない方の額(以下「国庫補助基本額」という。)に、同表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。</u></p>

改 正 後	現 行								
<p><u>(4) 4 (2) の事業に係る 6 (2) 以外の事業の場合については、施設ごとに次により算出するものとする。</u></p> <p><u>ア 別表 1-5 の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と、第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、4 (2) の表の④欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。</u></p> <p>(国の財政上の特別措置)</p> <p><u>(5) 次のア及びイに定める表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類の掲げられる場合には、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 4 (1) の事業の場合</u></p> <p><u>(ア) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合</u></p> <p>(1) のうち「4 (1) の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「<u>(5) のア</u>の表の③欄に定める県補助率」と、「4 (1) の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「<u>(5) のア</u>の表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。</p> <p><u>(イ) (ア) 以外の施設の場合</u></p> <p>(3) のイ中「4 (1) の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「<u>(5) のア</u>の表の③欄に定める県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。</p>	<p>(国の財政上の特別措置)</p> <p><u>(3) 次の表の①欄に定める区分ごとに、②欄に定める対象施設の種類の掲げられる場合には、次のとおりとする。</u></p> <p>ア 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合</p> <p>(1) のうち「4 の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「<u>(3)</u>の表の③欄に定める県補助率」と、「4 の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「<u>(3)</u>の表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。</p> <p><u>イ ア以外の施設の場合</u></p> <p>(3) のイ中「4 の表の⑥欄に定める県補助率」とあるのは「(3)の表の③欄に定める県補助率」と、「同表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「同表の④欄に定める国庫補助率」とそれぞれ読み替えて適用する。</p>								
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>対 象 施 設</td> <td>県 補 助 率</td> <td>国 庫 補 助</td> </tr> </table>		対 象 施 設	県 補 助 率	国 庫 補 助	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>対 象 施 設</td> <td>県 補 助 率</td> <td>国 庫 補 助</td> </tr> </table>		対 象 施 設	県 補 助 率	国 庫 補 助
	対 象 施 設	県 補 助 率	国 庫 補 助						
	対 象 施 設	県 補 助 率	国 庫 補 助						

改 正 後				現 行			
区 分 ①	の 種 類 ②	③	率 ④	区 分 ①	の 種 類 ②	③	率 ④
ア 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。) ・障害者支援施設 ・身体障害者社会参加支援施設 (盲導犬訓練施設を除く。)	5/6	4/5	ア 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。) ・障害者支援施設 ・身体障害者社会参加支援施設 (盲導犬訓練施設を除く。) <u>・障害児入所施設 (主として、知的障害のある児童を入所させるものに限る。)</u>	5/6	4/5
	<u>(削除)</u>				<u>・障害児入所施設 (主として、重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る。)</u>	9/10	8/9
<u>(削除)</u>				<u>イ 公害の防止に関する事業に係る国の</u>	<u>・児童福祉施設</u>	4/5	5.5/8

改 正 後				現 行			
				<u>財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合</u>			
<u>イ</u> 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・ 救護施設 ・ 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）	5/6	4/5	<u>ウ</u> 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・ 救護施設 ・ 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。） ・ <u>障害児入所施設</u>	5/6	4/5
<u>エ</u> 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福	・ 救護施設 ・ 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）	5/6	4/5	<u>エ</u> 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福	・ 救護施設 ・ 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。） ・ <u>障害児入所施設</u>	5/6	4/5

改 正 後				現 行			
社施設（木造施設の改築として行う場合）				社施設（木造施設の改築として行う場合）			
<u>エ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設を整備する場合</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>婦人相談所一時保護所</u> ・ <u>婦人保護施設</u> 		<u>5/6</u>		<u>4/5</u>	
<u>イ 4（2）の事業の場合</u>				<u>（新設）</u>			

改 正 後			現 行
<p><u>(ア) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合</u></p> <p><u>(2) のア中「4(2)の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(5)のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。</u></p> <p><u>(イ) (ア) 以外の施設の場合</u></p> <p><u>(4) のイ中「4(2)の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(5)のイの表の③欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。</u></p>			
区分 ①	対象施設 の 種 類 ②	国庫補助率 ③	
<u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事</u>	<u>・ 婦人相談所一時保護所</u> <u>・ 婦人保護施設</u>	<u>2 / 3</u>	

改	正	後	現 行
<p><u>業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設を整備する場合</u></p>			
<p>(補助金の概算払)</p> <p>7 地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長。以下「地方厚生(支)局長」という。)は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>8 整備費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、<u>速やかに</u>当該都道府県の区域を管轄する地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、<u>速やかに</u>地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(4) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。</p> <p><u>(5) 都道府県、指定都市が事業を実施する場合、次の条件が付されるものとする。</u></p> <p><u>ア 事業の内容のうち、事業計画に記載された建物の用途等を変更する場合には、速やかに地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない</u></p>			<p>(補助金の概算払)</p> <p>7 地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長。以下「地方厚生(支)局長」という。)は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>8 整備費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(4) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	現 行
<p><u>い。</u></p> <p><u>イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。</u></p> <p><u>なお、地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</u></p> <p><u>ウ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</u></p> <p><u>エ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、別紙8の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>オ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。</u></p> <p><u>ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日ま</u></p>	

改 正 後	現 行
<p><u>で保管しておかなければならない。</u></p> <p><u>カ 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。</u></p> <p><u>キ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</u></p> <p><u>ク 補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。</u></p> <p>(6) 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。</p> <p>ア 間接補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、<u>速やかに</u>都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 間接補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、<u>速やかに</u>都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。</p> <p>(ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）</p> <p>(イ) 建物等の用途</p> <p>(ウ) 入所定員又は利用定員</p> <p>ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、<u>速やかに</u>都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。</p> <p>エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告してその指示を受けなければならない。</p>	<p>(5) 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。</p> <p>ア 間接補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 間接補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。</p> <p>(ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）</p> <p>(イ) 建物等の用途</p> <p>(ウ) 入所定員又は利用定員</p> <p>ウ 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けなければならない。</p> <p>エ 間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は間接補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告してその指示を受けなければならない。</p>

改 正 後	現 行
<p>オ 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。</p> <p>カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>キ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告しなければならない。</p> <p>なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付しなければならない。</p> <p>ク 間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。</p> <p>ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>コ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札</p>	<p>オ 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。</p> <p>カ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>キ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告しなければならない。</p> <p>なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付しなければならない。</p> <p>ク 間接補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。</p> <p>ケ 間接補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>コ 間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札</p>

改 正 後	現 行
<p>に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。</p> <p>サ 間接補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。</p> <p>シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。</p> <p>なお、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。</p> <p>ス 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。</p> <p>(7) (6) により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは</p>	<p>に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。</p> <p>サ 間接補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。</p> <p>シ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。</p> <p>なお、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。</p> <p>ス 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。</p> <p>(6) (5) により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは</p>

改 正 後	現 行
<p>中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が（<u>6</u>）のキによる報告を受けた場合には、別紙8により地方厚生（支）局長に報告しなければならない。</p> <p>（<u>8</u>）間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>（<u>9</u>）間接補助事業者が（<u>6</u>）により付した条件に違反した場合には、この間接補助金の全部又は一部を取り消すことがある。</p> <p>（<u>10</u>）都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払によりこの間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>（申請手続）</p> <p>9 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>補助事業者（<u>施設を設置者が都道府県又は指定都市の場合は設置者とする。以下同じ。</u>）は、別紙1の様式による申請書に關係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。</p> <p>（変更申請手続）</p> <p>10 整備費補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9に定める申請手続に従い、毎年度別に指示する期日までに行うものとする。</p> <p>（交付決定までの標準的期間）</p> <p>11 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。</p> <p>地方厚生（支）局長は、9若しくは10による申請書が到達した日から</p>	<p>中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>また、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が（<u>5</u>）のキによる報告を受けた場合には、別紙8により地方厚生（支）局長に報告しなければならない。</p> <p>（<u>7</u>）間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>（<u>8</u>）間接補助事業者が（<u>5</u>）により付した条件に違反した場合には、この間接補助金の全部又は一部を取り消すことがある。</p> <p>（<u>9</u>）都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払によりこの間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>（申請手続）</p> <p>9 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>補助事業者は、別紙1の様式による申請書に關係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。</p> <p>（変更申請手続）</p> <p>10 整備費補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、9に定める申請手続に従い、毎年度別に指示する期日までに行うものとする。</p> <p>（交付決定までの標準的期間）</p> <p>11 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。</p> <p>地方厚生（支）局長は、9若しくは10による申請書が到達した日から</p>

改 正 後	現 行
<p>起算して原則として4月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。</p> <p>（状況報告）</p> <p>1 2 この補助金の状況報告については、次により行わなければならない。 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。</p> <p>（実績報告）</p> <p>1 3 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 補助事業者は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（8の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。 なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙6の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。</p> <p>（補助金の返還）</p> <p>1 4 地方厚生（支）局長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>（その他）</p> <p>1 5 特別の事情により6、9、10、12及び13に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を</p>	<p>起算して原則として4月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。</p> <p>（状況報告）</p> <p>1 2 この補助金の状況報告については、次により行わなければならない。 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。</p> <p>（実績報告）</p> <p>1 3 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 補助事業者は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（8の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。 なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙6の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。</p> <p>（補助金の返還）</p> <p>1 4 地方厚生（支）局長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>（その他）</p> <p>1 5 特別の事情により6、9、10、12及び13に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を</p>

改 正 後			現 行		
受けてその定めるところによるものとする。			受けてその定めるところによるものとする。		
別表 1-1 算 定 基 準			別表 1-1 算 定 基 準		
【保護施設等の場合（3の（1）に掲げる施設）】			【保護施設等の場合（3の（1）に掲げる施設）】		
創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備			創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備		
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	ア 定員 1 人当たり基準単価を適用する場合 （ア）別表 2-1 又は別表 2-2 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 （イ）南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 12 条第 1 項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に	本体工事費	ア 定員 1 人当たり基準単価を適用する場合 （ア）別表 2-1 又は別表 2-2 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 （イ）南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 12 条第 1 項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に

改	正 後	現	行
	<p>型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画(以下「津波避難対策緊急事業計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表2-3に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2-4又は別表2-5に掲げる定員1人当たり</p>		<p>相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。</p> <p>型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画(以下「津波避難対策緊急事業計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表2-3に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2-4又は別表2-5に掲げる定員1人当たり</p>

改	正	後	現	行
	<p>基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(エ) 地震防災対策特別措置法第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2-4又は別表2-5に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張 平成17年10月5日社援発第10 05009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額</p>		<p>基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(エ) 地震防災対策特別措置法第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2-4又は別表2-5に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張 平成17年10月5日社援発第10 05009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額</p>	

改	正	後	現	行
	<p>を基準額とする。</p> <p>ウ 都市部等において高層化して整備する場合であって、平成17年10月5日社援発第1005011号厚生労働省社会・援護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> <p>エ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> <p>オ 積雪寒冷地域(寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)別表に掲げる地域(国家公務員の寒冷地手当支給地域)とす</p>			<p>を基準額とする。</p> <p>ウ 都市部等において高層化して整備する場合であって、平成17年10月5日社援発第1005011号厚生労働省社会・援護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> <p>エ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> <p>オ 積雪寒冷地域(寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)別表に掲げる地域(国家公務員の寒冷地手当支給地域)とす</p>

改	正	後	現	行
	<p>る。)に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、1施設当たり<u>56,200,000</u>円を基準額とする。</p> <p>ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には1施設当たり<u>62,500,000</u>円を基準額とする。</p> <p>耐震化等整備又は津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「<u>56,200,000</u>」を「<u>74,700,000</u>」、 「<u>62,500,000</u>」を「<u>83,000,000</u>」とそれぞれ読み替えて適用する。</p> <p>〈対象施設〉 救護施設、更生施設 カ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定す</p>		<p>る。)に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、1施設当たり<u>52,200,000</u>円を基準額とする。</p> <p>ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には1施設当たり<u>58,000,000</u>円を基準額とする。</p> <p>耐震化等整備又は津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には、「<u>52,200,000</u>」を「<u>69,300,000</u>」、 「<u>58,000,000</u>」を「<u>77,000,000</u>」とそれぞれ読み替えて適用する。</p> <p>〈対象施設〉 救護施設、更生施設 カ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定す</p>	

改 正 後			現 行		
	る奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。			る奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。	
介護用リフト等特殊付帯工事費	厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費	介護用リフト等特殊付帯工事費	厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等近代化整備工事費	厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。	授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費	授産施設等近代化整備工事費	厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。	授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等整備工事費	厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。	授産施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費	授産施設等整備工事費	厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。	授産施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

改 正 後			現 行		
別表 1-2 算 定 基 準 【障害福祉関係施設の場合（3の（2）、（3）及び（4）に掲げる施設）】 創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備			別表 1-2 算 定 基 準 【障害福祉関係施設の場合（3の（2）、（3）及び（4）に掲げる施設）】 創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備		
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	○ 1施設当たり基準単価を適用する場合 (ア)別表3-1又は別表3-2に掲げる1施設あたり基準単価(障害福祉サービス事業のみを実施する多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計(以下、「総定員」という。))に応じた	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第2の5に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に	本体工事費	○ 1施設当たり基準単価を適用する場合 (ア)別表3-1又は別表3-2に掲げる1施設あたり基準単価(多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計に応じた基準単価)を基準額とする。	施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第2の5に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に

改	正 後	現	行
	<p>基準単価。<u>児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を実施する多機能型事業所を整備する場合には、総定員に応じた基準単価に障害福祉サービス事業に係る利用定員を乗じ、総定員で除した額。以下、この表において同じ。</u>を基準額とする。</p> <p>(イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表 3-3 に掲げる 1 施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(ウ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 3-4 又は別表 3-5 に掲げる 1 施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。</p> <p>(イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表 3-3 に掲げる 1 施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(ウ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 3-4 又は別表 3-5 に掲げる 1 施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p><u>(エ) 公害防止対策事業として行う場合には別表 3-6 又は別表 3-7 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とす</u></p>	<p>相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。</p>

改 正 後		現 行	
	<p>(工) 地震対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表 3 - <u>6</u> 又は別表 3 - <u>7</u> に掲げる 1 施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(オ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表 3 - <u>6</u> 又は別表 3 - <u>7</u> に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>(カ) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第</p>		<p><u>る。</u></p> <p>(オ) 地震対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表 3 - <u>8</u> 又は別表 3 - <u>9</u> に掲げる 1 施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(カ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表 3 - <u>8</u> 又は別表 3 - <u>9</u> に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>(キ) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第</p>

改 正 後			現 行		
	79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第5号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。			79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域若しくは沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第5号に定める離島に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。	
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認められた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
<u>別表1-3</u> <p style="text-align: center;"><u>算 定 基 準</u></p> <p><u>【売春防止法に基づく施設の場合(3の(6)に掲げる施設)】</u></p> <p><u>創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備</u></p>			<p><u>(新設)</u></p>		

改 正 後			現 行
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	
本体工事費	<p><u>ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの</u> <u>(ア)別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員(世帯)を乗じて得た額を基準額とする。</u> <u>(イ)南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のう</u></p>	<p><u>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第2の5に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</u>。 <u>ただし、別の負担(補助)金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)</u>。</p>	

改	正	後	現	行
	<p><u>ち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表4-2に掲げる1世帯当たり基準単価に定員(世帯)を乗じて得た額を基準額とする。</u></p> <p><u>イ 一部改築及び拡張</u> <u>平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</u></p> <p><u>ウ 心理療法室を整備する場合は、別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員(世帯)を乗じて得た額を加算する。</u> <u>なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第1</u></p>			

改	正	後	現	行
	<p><u>2条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表4-2に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</u></p> <p><u>エ 保育室を整備する場合は、別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</u></p> <p><u>なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進</u></p>			

改	正	後	現	行
	<p><u>に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表4-2に掲げる1世帯当たり基準単価に定員(世帯)を乗じて得た額を加算する。</u></p> <p><u>オ 学習室を整備する場合は、別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員(世帯)を乗じて得た額を加算する。</u></p>			

改	正	後	現	行
	<p><u>なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には別表4-2に掲げる1世帯当たり基準単価に定員(世帯)を乗じて得た額を加算する。</u></p> <p><u>カ 積雪寒冷地域(寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)別表に掲</u></p>			

改	正	後	現	行
	<p><u>げる地域(国家公務員の寒冷地手当支給地域)とする。)に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、別表4-3に定める基準額を加算する。</u> <u>〈対象施設〉 婦人保護施設</u></p> <p><u>キ 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であつて、平成17年10月5日社援発第1005014号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」に定める基準に適合する整備を行うときは、別表4-3に定める基準額を加算する。</u></p>			
<p><u>余裕教室活用促進事業</u></p>	<p><u>余裕教室を売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第5項に基づく要保護女子を一時保護する施設及び「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承</u></p>	<p><u>(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築(施設の整備と一体的に整備されるものであつて、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)するために必要な工事費又は工事請</u></p>		

改 正 後			現 行
	<u>認等について」(令和2年1月29日2文科施第281号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知)に規定されている「報告事項」に該当する施設に改築する場合は、別表4-3に定める基準額とする。</u>	<u>負費及び工事事務費</u> <u>(2) 暖房設備工事費</u> <u>暖房設備に必要な工事費又は工事請負費</u> <u>(3) 冷房設備工事費</u> <u>冷房設備に必要な工事費又は工事請負費</u> <u>(4) 冷暖房設備工事費</u> <u>冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費</u> <u>(5) 浄化槽設備工事費</u> <u>浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費</u>	
<u>特殊付帯工事費</u>	<u>別表4-3に定める基準額とする。</u>	<u>特殊付帯工事費に必要な工事費または工事請負費</u>	
<u>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</u>	<u>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</u>	<u>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</u>	
<u>別表1-4</u> <p style="text-align: center;"><u>算 定 基 準</u></p> <p><u>【売春防止法に基づく施設の場合(3の(6)に掲げる施設)】</u></p> <p><u>耐震化等整備事業(増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備)</u></p>			

改 正 後			現 行
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	
<u>本体工事費</u>	<u>ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの</u> <u>別表4-4に掲げる1世帯当たり基準単価に定員(世帯)を乗じて得た額を基準額とする。</u> <u>イ 一部改築</u> <u>平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</u>	<u>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第2の5に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</u> <u>ただし、別の負担(補助)金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)</u>	
<u>解体撤去工事費及び仮設施設整備</u>	<u>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</u>	<u>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事</u>	

改 正 後			現 行
<u>工事費</u>		<u>請負費</u>	
<p>別表 1 - 5</p> <p style="text-align: center;"><u>算 定 基 準</u></p> <p><u>【売春防止法に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）】</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（別表 1 - 3 及び別表 1 - 4 に掲げる整備以外の事業）</u></p>			
<u>1 種 目</u>	<u>2 基 準 額</u>	<u>3 対 象 経 費</u>	
<u>本体工事費</u>	<u>大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</u>	<u>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</u> <u>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は</u>	

改 正 後			現 行
		<u>工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</u>	
<u>スプリンクラー設備等工事費（既存施設）</u>	<u>別表４－５に掲げる１㎡当たり基準単価にスプリンクラー設備に係る施設面積を乗じて得た額とする。</u>	<u>スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費</u>	
<u>仮施設整備工事費</u>	<u>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</u>	<u>仮施設整備に必要な賃料、工事費又は工事請負費</u>	
<u>防犯対策強化に係る整備</u>	<u>厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。</u>	<u>防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（第２の５に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。</u> <u>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</u>	

改 正 後			現 行		
別表 1-6 算 定 基 準 (別表 1-1、別表 1-2、別表 1-3、別表 1-4、別表 1-5 及び別表 5 に掲げる整備以外の事業)			別表 1-3 算 定 基 準 (別表 1-1、別表 1-2 及び別表 4 に掲げる整備以外の事業)		
1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含	本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含

改 正 後			現 行		
		む（以下同じ。）。			む（以下同じ。）。
スプリンク ラー設備等 工事費 (既存施設)	厚生労働大臣が必要と認 めた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要 な工事費又は工事請負費	スプリンク ラー設備等 工事費 (既存施設)	厚生労働大臣が必要と認 めた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要 な工事費又は工事請負費
仮施設設整 備工事費	厚生労働大臣が必要と認 めた施設及び額とする。	仮施設設整備に必要な賃貸 料、工事費又は工事請負費	仮施設設整 備工事費	厚生労働大臣が必要と認 めた施設及び額とする。	仮施設設整備に必要な賃貸 料、工事費又は工事請負費

改 正 後				現 行			
別表2-1				別表2-1			
令和5年度定員1人当たりの間接補助基準単価 (単位:円)				令和4年度定員1人当たりの間接補助基準単価 (単位:円)			
施設の種類の表				施設の種類の表			
教護施設	本体	都市部	6,510,000	教護施設	本体	都市部	6,040,000
		標準	6,200,000			教護施設	本体
	初度設備加算	95,000	初度設備加算	88,000			
	個室整備加算	都市部	454,000		個室整備加算	都市部	422,000
		標準	433,000			標準	402,000
更生施設	本体	都市部	6,510,000	更生施設	本体	都市部	6,040,000
		標準	6,200,000			更生施設	本体
	初度設備加算	95,000	初度設備加算	88,000			
	個室整備加算	都市部	454,000		個室整備加算	都市部	422,000
		標準	433,000			標準	402,000
授産施設		都市部	2,800,000	授産施設		都市部	2,610,000
		標準	2,670,000			授産施設	
	初度設備加算	95,000	初度設備加算	88,000			
宿所提供施設		都市部	2,230,000	宿所提供施設		都市部	2,070,000
		標準	2,130,000			宿所提供施設	
	初度設備加算	95,000	初度設備加算	88,000			
社会事業授産施設		都市部	2,800,000	社会事業授産施設		都市部	2,610,000
		標準	2,670,000			社会事業授産施設	
	初度設備加算	95,000	初度設備加算	88,000			
日常生活支援住居施設		都市部	2,230,000	日常生活支援住居施設		都市部	2,070,000
		標準	2,130,000			日常生活支援住居施設	
	初度設備加算	95,000	初度設備加算	88,000			
<p>(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。</p> <p>3 教護施設にサテライト型教護施設を設置する場合には、教護施設の基準を適用する。</p> <p>4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。</p>				<p>(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。</p> <p>3 教護施設にサテライト型教護施設を設置する場合には、教護施設の基準を適用する。</p> <p>4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。</p>			

改 正 後

別表2-2

(耐震化等整備)を行う場合

令和5年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		
救護施設	都市部	8,900,000
	標準	8,480,000
更生施設	都市部	8,900,000
	標準	8,480,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

現 行

別表2-2

(耐震化等整備)を行う場合

令和4年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施 設 の 種 類		
救護施設	都市部	8,270,000
	標準	7,880,000
更生施設	都市部	8,270,000
	標準	7,880,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

改 正 後

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

令和5年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種別	下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	
	都市部	標準
救護施設	8,900,000	8,480,000
更生施設	8,900,000	8,480,000
授産施設	3,810,000	3,630,000
宿所提供施設	3,030,000	2,880,000
社会事業授産施設	3,810,000	3,630,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

現 行

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

令和4年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種別	下記都県内 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県	
	都市部	標準
救護施設	8,270,000	7,880,000
更生施設	8,270,000	7,880,000
授産施設	3,540,000	3,370,000
宿所提供施設	2,810,000	2,680,000
社会事業授産施設	3,540,000	3,370,000

(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

改 正 後

別表2-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和5年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類			
介護施設	本体	都市部	7,230,000
		標準	6,890,000
		初度設備加算	195,000
	個室整備加算	都市部	505,000
標準		481,000	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
 3 木造施設の改築として行う場合に限る。
 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

現 行

別表2-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和4年度定員1人当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類			
介護施設	本体	都市部	6,710,000
		標準	6,400,000
		初度設備加算	98,000
	個室整備加算	都市部	469,000
標準		447,000	

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。
 3 木造施設の改築として行う場合に限る。
 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

改 正 後	現 行																
<p>別表2-5</p> <p>(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)</p> <p>令和5年度定員1人当たりの間接補助基準単価 (単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="114 480 869 794"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">施 設 の 種 類</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">救護施設</td> <td>都市部</td> <td style="text-align: right;">9,890,000</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td style="text-align: right;">9,420,000</td> </tr> </table> <p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 木造施設の改築として行う場合に限る。</p>	施 設 の 種 類			救護施設	都市部	9,890,000	標準	9,420,000	<p>別表2-5</p> <p>(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)</p> <p>令和4年度定員1人当たりの間接補助基準単価 (単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="1160 480 1915 794"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">施 設 の 種 類</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">救護施設</td> <td>都市部</td> <td style="text-align: right;">9,190,000</td> </tr> <tr> <td>標準</td> <td style="text-align: right;">8,750,000</td> </tr> </table> <p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。 2 木造施設の改築として行う場合に限る。</p>	施 設 の 種 類			救護施設	都市部	9,190,000	標準	8,750,000
施 設 の 種 類																	
救護施設	都市部	9,890,000															
	標準	9,420,000															
施 設 の 種 類																	
救護施設	都市部	9,190,000															
	標準	8,750,000															

改 正 後

別表3-1

令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	60,000,000
			標準	57,100,000
		21人 ~ 40人	都市部	120,800,000
			標準	115,100,000
		41人 ~ 60人	都市部	201,900,000
			標準	192,300,000
		61人 ~ 80人	都市部	283,500,000
			標準	270,000,000
		81人 ~ 100人	都市部	365,400,000
			標準	348,000,000
		101人 ~ 120人	都市部	446,100,000
			標準	424,900,000
		121人以上	都市部	528,000,000
			標準	502,900,000
施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	48,300,000	
		標準	46,000,000	
		都市部	97,500,000	
		標準	92,900,000	
		都市部	163,100,000	
		標準	155,400,000	
		都市部	229,800,000	
		標準	218,900,000	
都市部	295,200,000			
標準	281,200,000			
都市部	361,800,000			
標準	344,700,000			
都市部	427,500,000			
標準	407,200,000			
就労・訓練事業等整備加算		都市部	46,200,000	
		標準	44,100,000	
大規模生産設備等整備加算		都市部	152,300,000	
		標準	145,100,000	
短期入所整備加算		都市部	12,600,000	
		標準	12,000,000	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,600,000	
		標準	13,900,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	10,300,000	
		標準	9,900,000	
居宅介護整備加算		都市部	6,940,000	
		標準	6,610,000	
避難スペース整備加算		都市部	40,200,000	
		標準	38,300,000	

現 行

別表3-1

令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	55,700,000
			標準	53,100,000
		21人 ~ 40人	都市部	112,200,000
			標準	106,900,000
		41人 ~ 60人	都市部	187,500,000
			標準	178,500,000
		61人 ~ 80人	都市部	263,300,000
			標準	250,800,000
		81人 ~ 100人	都市部	339,300,000
			標準	323,100,000
		101人 ~ 120人	都市部	414,300,000
			標準	394,500,000
		121人以上	都市部	490,300,000
			標準	467,000,000
施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	44,900,000	
		標準	42,800,000	
		都市部	90,600,000	
		標準	86,300,000	
		都市部	151,500,000	
		標準	144,300,000	
		都市部	213,400,000	
		標準	203,300,000	
都市部	274,200,000			
標準	261,100,000			
都市部	336,000,000			
標準	320,100,000			
都市部	397,000,000			
標準	378,100,000			
就労・訓練事業等整備加算		都市部	42,900,000	
		標準	40,900,000	
大規模生産設備等整備加算		都市部	141,400,000	
		標準	134,700,000	
短期入所整備加算		都市部	11,700,000	
		標準	11,100,000	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	13,500,000	
		標準	12,900,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	9,670,000	
		標準	9,220,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,440,000	
		標準	6,140,000	
避難スペース整備加算		都市部	37,300,000	
		標準	35,600,000	

改 正 後				現 行						
療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	109,100,000	利用定員 20人	都市部	101,300,000			
			標準	103,900,000		標準	96,500,000			
		21人 ~ 40人	都市部	219,200,000	21人 ~ 40人	都市部	203,500,000			
			標準	208,800,000		標準	193,800,000			
		41人 ~ 60人	都市部	365,200,000	41人 ~ 60人	都市部	339,200,000			
			標準	347,900,000		標準	323,100,000			
		61人 ~ 80人	都市部	514,100,000	61人 ~ 80人	都市部	477,400,000			
			標準	489,600,000		標準	454,700,000			
	81人 ~ 100人	都市部	661,500,000	81人 ~ 100人	都市部	614,300,000				
		標準	630,000,000		標準	585,000,000				
	101人 ~ 120人	都市部	808,800,000	101人 ~ 120人	都市部	750,900,000				
		標準	770,300,000		標準	715,200,000				
	121人以上	都市部	956,200,000	121人以上	都市部	887,800,000				
		標準	910,700,000		標準	845,600,000				
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	46,200,000	就労・訓練事業等整備加算			都市部	42,900,000
				標準	44,100,000				標準	40,900,000
	大規模生産設備等整備加算			都市部	152,300,000	大規模生産設備等整備加算			都市部	141,400,000
				標準	145,100,000				標準	134,700,000
	短期入所整備加算			都市部	12,600,000	短期入所整備加算			都市部	11,700,000
			標準	12,000,000				標準	11,100,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	14,600,000	発達障害者支援センター整備加算			都市部	13,500,000	
			標準	13,900,000				標準	12,900,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	10,300,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、 障害児相談支援 整備加算			都市部	9,670,000	
			標準	9,900,000				標準	9,220,000	
居宅介護整備加算			都市部	6,940,000	居宅介護、 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 整備加算			都市部	6,440,000	
			標準	6,610,000				標準	6,140,000	
避難スペース整備加算			都市部	40,200,000	避難スペース整備加算			都市部	37,300,000	
			標準	38,300,000				標準	35,600,000	
共同生活援助	本体	定員4人~10人	都市部	28,500,000	本体	定員4人~10人	都市部	26,400,000		
			標準	27,100,000			標準	25,200,000		
		短期入所整備加算	都市部	12,600,000	短期入所整備加算	都市部	11,700,000			
			標準	12,000,000		標準	11,100,000			
	エレベーター等設置整備加算	都市部	2,250,000	エレベーター等設置整備加算	都市部	2,100,000				
		標準	2,150,000		標準	2,000,000				
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	10,300,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、 障害児相談支援 整備加算			都市部	9,670,000
				標準	9,900,000				標準	9,220,000
	居宅介護整備加算			都市部	6,940,000	居宅介護、 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 整備加算			都市部	6,440,000
				標準	6,610,000				標準	6,140,000
避難スペース整備加算			都市部	40,200,000	避難スペース整備加算			都市部	37,300,000	
			標準	38,300,000				標準	35,600,000	

改 正 後				現 行								
(削除)								福祉型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	101,300,000
								標準		96,500,000		
								21人～40人		都市部	203,500,000	
								標準		193,800,000		
								41人～60人		都市部	339,300,000	
								標準		323,100,000		
								61人～80人		都市部	477,400,000	
								標準		454,700,000		
								81人～100人		都市部	614,400,000	
								標準		585,100,000		
								101人～120人		都市部	751,000,000	
								標準		715,300,000		
								121人以上		都市部	887,800,000	
								標準		845,600,000		
		都市部	42,900,000									
		標準	40,900,000									
		都市部	141,400,000									
		標準	134,700,000									
		都市部	11,700,000									
		標準	11,100,000									
		都市部	13,500,000									
		標準	12,900,000									
		都市部	9,670,000									
		標準	9,220,000									
		都市部	6,440,000									
		標準	6,140,000									
		都市部	20,700,000									
		標準	19,800,000									
		都市部	37,300,000									
		標準	35,600,000									
(削除)								福祉型児童発達支援センター	本体	利用定員 20人以下	都市部	55,700,000
								標準		53,100,000		
								21人～40人		都市部	112,200,000	
								標準		106,900,000		
								41人～60人		都市部	187,500,000	
								標準		178,500,000		
								61人～80人		都市部	263,300,000	
								標準		250,800,000		
								81人～100人		都市部	339,300,000	
								標準		323,100,000		
								101人～120人		都市部	414,300,000	
								標準		394,500,000		
								121人以上		都市部	490,300,000	
								標準		467,000,000		
		都市部	55,700,000									
		標準	53,100,000									
		都市部	112,200,000									
		標準	106,900,000									
		都市部	187,500,000									
		標準	178,500,000									
		都市部	263,300,000									
		標準	250,800,000									
		都市部	339,300,000									
		標準	323,100,000									
		都市部	414,300,000									
		標準	394,500,000									
		都市部	490,300,000									
		標準	467,000,000									

改 正 後

現 行

別表3-2

(耐震化等整備を行う場合)

令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	<u>160,600,000</u>	
			標準	<u>153,000,000</u>	
		41人～60人	都市部	<u>267,800,000</u>	
			標準	<u>255,000,000</u>	
		61人～80人	都市部	<u>376,200,000</u>	
			標準	<u>358,300,000</u>	
		81人～100人	都市部	<u>484,800,000</u>	
			標準	<u>461,700,000</u>	
		101人～120人	都市部	<u>592,200,000</u>	
			標準	<u>564,000,000</u>	
		121人～	都市部	<u>700,500,000</u>	
			標準	<u>667,200,000</u>	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	<u>129,600,000</u>
				標準	<u>123,400,000</u>
都市部	<u>216,500,000</u>				
標準	<u>206,200,000</u>				
都市部	<u>304,700,000</u>				
標準	<u>290,200,000</u>				
都市部	<u>391,600,000</u>				
標準	<u>373,000,000</u>				
101人～120人	都市部	<u>480,200,000</u>			
	標準	<u>457,400,000</u>			
121人～	都市部	<u>567,000,000</u>			
	標準	<u>540,000,000</u>			
就労・訓練事業等整備加算			都市部	<u>61,400,000</u>	
			標準	<u>58,500,000</u>	
短期入所整備加算			都市部	<u>13,800,000</u>	
			標準	<u>13,200,000</u>	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	<u>19,200,000</u>	
			標準	<u>18,300,000</u>	

別表3-2

(耐震化等整備を行う場合)

令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	<u>149,100,000</u>	
			標準	<u>142,100,000</u>	
		41人～60人	都市部	<u>248,600,000</u>	
			標準	<u>236,800,000</u>	
		61人～80人	都市部	<u>349,300,000</u>	
			標準	<u>332,700,000</u>	
		81人～100人	都市部	<u>450,100,000</u>	
			標準	<u>428,700,000</u>	
		101人～120人	都市部	<u>549,900,000</u>	
			標準	<u>523,700,000</u>	
		121人～	都市部	<u>650,400,000</u>	
			標準	<u>619,500,000</u>	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	<u>120,300,000</u>
				標準	<u>114,600,000</u>
都市部	<u>201,000,000</u>				
標準	<u>191,500,000</u>				
都市部	<u>282,900,000</u>				
標準	<u>269,500,000</u>				
都市部	<u>363,600,000</u>				
標準	<u>346,400,000</u>				
101人～120人	都市部	<u>445,900,000</u>			
	標準	<u>424,700,000</u>			
121人～	都市部	<u>526,500,000</u>			
	標準	<u>501,400,000</u>			
就労・訓練事業等整備加算			都市部	<u>57,000,000</u>	
			標準	<u>54,300,000</u>	
短期入所整備加算			都市部	<u>12,900,000</u>	
			標準	<u>12,300,000</u>	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	<u>17,800,000</u>	
			標準	<u>17,000,000</u>	

改 正 後				現 行				
(削除)				福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	270,200,000
						標準	257,400,000	
						41人～60人	都市部	450,100,000
						標準	428,700,000	
						61人～80人	都市部	633,300,000
						標準	603,100,000	
						81人～100人	都市部	814,600,000
						標準	775,800,000	
						101人～120人	都市部	996,300,000
						標準	948,900,000	
			121人～	都市部	1,177,500,000			
			標準	1,121,500,000				
			就労・訓練事業等整備加算	都市部	57,000,000			
			標準	54,300,000				
			短期入所整備加算	都市部	12,900,000			
			標準	12,300,000				
			発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,800,000			
			標準	17,000,000				
<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。</p>				<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>5 障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。</p>				

改 正 後

別表3-3

(南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法に基づく整備を行う場合)
令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	160,600,000	
			標準	153,000,000	
		41人 ~ 60人	都市部	267,700,000	
			標準	255,000,000	
		61人 ~ 80人	都市部	376,200,000	
			標準	358,300,000	
		81人 ~ 100人	都市部	484,600,000	
			標準	461,600,000	
		101人 ~ 120人	都市部	592,000,000	
			標準	563,900,000	
		121人 ~	都市部	700,300,000	
			標準	667,000,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	129,500,000
				標準	123,300,000
都市部	216,400,000				
標準	206,100,000				
都市部	304,600,000				
標準	290,100,000				
都市部	391,600,000				
標準	373,000,000				
101人 ~ 120人	都市部	479,900,000			
	標準	457,100,000			
121人 ~	都市部	566,700,000			
	標準	539,800,000			
就労・訓練事業等整備加算	都市部	61,200,000			
	標準	58,300,000			
短期入所整備加算	都市部	13,800,000			
	標準	13,200,000			
発達障害者支援センター整備加算	都市部	19,200,000			
	標準	18,300,000			

現 行

別表3-3

(南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法に基づく整備を行う場合)
令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	149,100,000	
			標準	142,100,000	
		41人 ~ 60人	都市部	248,500,000	
			標準	236,700,000	
		61人 ~ 80人	都市部	349,300,000	
			標準	332,700,000	
		81人 ~ 100人	都市部	450,000,000	
			標準	428,600,000	
		101人 ~ 120人	都市部	549,800,000	
			標準	523,600,000	
		121人 ~	都市部	650,300,000	
			標準	619,400,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	120,300,000
				標準	114,600,000
都市部	201,000,000				
標準	191,400,000				
都市部	282,900,000				
標準	269,400,000				
都市部	363,600,000				
標準	346,400,000				
101人 ~ 120人	都市部	445,700,000			
	標準	424,500,000			
121人 ~	都市部	526,300,000			
	標準	501,300,000			
就労・訓練事業等整備加算	都市部	56,900,000			
	標準	54,200,000			
短期入所整備加算	都市部	12,900,000			
	標準	12,300,000			
発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,800,000			
	標準	17,000,000			

改 正 後				現 行					
療養介護	本体	利用定員 40人以下	都市部	291,400,000	都市部	40人以下	標準	277,500,000	
			標準	277,500,000			標準	257,700,000	
		41人～60人	都市部	486,000,000	都市部	41人～60人	標準	451,300,000	
			標準	462,900,000			標準	429,900,000	
		61人～80人	都市部	683,200,000	都市部	61人～80人	標準	634,400,000	
			標準	650,700,000			標準	604,200,000	
	81人～100人	都市部	879,300,000	都市部	81人～100人	標準	816,500,000		
		標準	837,500,000			標準	777,600,000		
	101人～120人	都市部	1,075,500,000	都市部	101人～120人	標準	998,700,000		
		標準	1,024,400,000			標準	951,200,000		
121人以上	都市部	1,271,400,000	都市部	121人以上	標準	1,180,500,000			
	標準	1,210,800,000			標準	1,124,300,000			
就労・訓練事業等整備加算			都市部	61,100,000	就労・訓練事業等整備加算			都市部	56,800,000
			標準	58,200,000				標準	54,100,000
短期入所整備加算			都市部	16,700,000	短期入所整備加算			都市部	15,500,000
			標準	15,900,000				標準	14,800,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	19,200,000	発達障害者支援センター整備加算			都市部	17,800,000
			標準	18,300,000				標準	17,000,000
共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	38,100,000	都市部	定員4人～10人	標準	35,400,000	
			標準	36,300,000			標準	33,800,000	
	短期入所整備加算			都市部	16,700,000	短期入所整備加算			都市部
			標準	15,900,000				標準	14,800,000
(削除)					福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	270,100,000
							標準	257,300,000	
							41人～60人	都市部	450,000,000
							標準	428,600,000	
							61人～80人	都市部	633,200,000
							標準	603,000,000	
							81人～100人	都市部	814,500,000
							標準	775,800,000	
				101人～120人	都市部	996,200,000			
				標準	948,800,000				
				121人～	都市部	1,177,500,000			
				標準	1,121,400,000				

改 正 後				現 行				
					就労・訓練事業等整備加算	都市部	56,900,000	
						標準	54,200,000	
					短期入所整備加算	都市部	12,900,000	
						標準	12,300,000	
					発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,800,000	
						標準	17,000,000	
(削除)					福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体		
						利用定員 40人以下	都市部	149,600,000
							標準	142,500,000
						41人～60人	都市部	249,100,000
							標準	237,300,000
						61人～80人	都市部	350,100,000
							標準	333,500,000
						81人～100人	都市部	451,300,000
							標準	429,900,000
						101人～120人	都市部	551,100,000
							標準	524,900,000
						121人以上	都市部	652,200,000
							標準	621,100,000
								就労・訓練事業等整備加算
			標準	54,100,000				
		短期入所整備加算	都市部	15,500,000				
			標準	14,800,000				
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,800,000				
			標準	17,000,000				
(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。				(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。				
2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。				2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。				
3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。				3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。				
4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。				4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。				

改 正 後				
別表3-4 (沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)				
令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円)				
事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	66,600,000
			標準	63,500,000
		21人 ~ 40人	都市部	134,200,000
			標準	127,900,000
		41人 ~ 60人	都市部	224,300,000
			標準	213,600,000
		61人 ~ 80人	都市部	315,000,000
	標準		300,000,000	
	81人 ~ 100人	都市部	406,000,000	
		標準	386,600,000	
	101人 ~ 120人	都市部	495,700,000	
		標準	472,100,000	
	121人以上	都市部	586,700,000	
		標準	558,800,000	
施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	53,600,000	
		標準	51,100,000	
	21人 ~ 40人	都市部	108,300,000	
		標準	103,200,000	
	41人 ~ 60人	都市部	181,200,000	
		標準	172,600,000	
	61人 ~ 80人	都市部	255,300,000	
標準		243,200,000		
81人 ~ 100人	都市部	328,000,000		
	標準	312,500,000		
101人 ~ 120人	都市部	402,000,000		
	標準	383,000,000		
121人以上	都市部	475,000,000		
	標準	452,500,000		

現 行				
別表3-4 (沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)				
令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円)				
事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	61,900,000
			標準	59,000,000
		21人 ~ 40人	都市部	124,700,000
			標準	118,800,000
		41人 ~ 60人	都市部	208,300,000
			標準	198,400,000
		61人 ~ 80人	都市部	292,500,000
	標準		278,600,000	
	81人 ~ 100人	都市部	377,000,000	
		標準	359,000,000	
	101人 ~ 120人	都市部	460,300,000	
		標準	438,400,000	
	121人以上	都市部	544,800,000	
		標準	518,900,000	
施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	49,900,000	
		標準	47,500,000	
	21人 ~ 40人	都市部	100,600,000	
		標準	95,900,000	
	41人 ~ 60人	都市部	168,300,000	
		標準	160,300,000	
	61人 ~ 80人	都市部	237,100,000	
標準		225,900,000		
81人 ~ 100人	都市部	304,600,000		
	標準	290,100,000		
101人 ~ 120人	都市部	373,400,000		
	標準	355,600,000		
121人以上	都市部	441,100,000		
	標準	420,100,000		

改 正 後				現 行				
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	51,400,000		就労・訓練事業等整備加算	都市部	47,700,000	
		標準	49,000,000			標準	45,500,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部	169,200,000			大規模生産設備等整備加算	都市部	157,100,000
		標準	161,200,000			標準	149,700,000	
	短期入所整備加算	都市部	14,000,000			短期入所整備加算	都市部	13,000,000
		標準	13,300,000			標準	12,400,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	16,200,000			発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,000,000
		標準	15,500,000			標準	14,400,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	11,500,000		就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,700,000		
	標準	11,000,000		標準	10,200,000			
居宅介護整備加算	都市部	7,710,000		居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	7,150,000		
	標準	7,350,000		標準	6,820,000			
避難スペース整備加算	都市部	44,600,000		避難スペース整備加算	都市部	41,500,000		
	標準	42,500,000		標準	39,500,000			
(削除)				障害児入所施設 (主として知的障害のある児童 を入所させるものに限る。)	本体	利用定員 20人以下	都市部 112,500,000	
							標準 107,200,000	
						21人～40人	都市部 226,100,000	
							標準 215,400,000	
						41人～60人	都市部 377,000,000	
							標準 359,000,000	
						61人～80人	都市部 530,500,000	
							標準 505,200,000	
						81人～100人	都市部 682,600,000	
							標準 650,100,000	
						101人～120人	都市部 834,500,000	
							標準 794,800,000	
						121人以上	都市部 986,500,000	
							標準 939,500,000	
				就労・訓練事業等整備加算	都市部	47,700,000		
					標準	45,500,000		
				大規模生産設備等整備加算	都市部	157,100,000		
					標準	149,700,000		
				短期入所整備加算	都市部	13,000,000		
					標準	12,400,000		
				発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,000,000		
					標準	14,400,000		
				就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,700,000		
					標準	10,200,000		
				居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	7,150,000		
					標準	6,820,000		
				小規模グループケア整備加算	都市部	23,000,000		
					標準	22,000,000		
				避難スペース整備加算	都市部	41,500,000		
					標準	39,500,000		

改 正 後				現 行				
(削除)				障害児入所施設 (主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を入所させるものに限る。)	本体	利用定員 20人以下	都市部	121,500,000
					標準		115,800,000	
					21人～40人	都市部	244,200,000	
					標準		232,600,000	
					41人～60人	都市部	407,100,000	
					標準		387,800,000	
					61人～80人	都市部	572,900,000	
					標準		545,600,000	
					81人～100人	都市部	737,200,000	
					標準		702,100,000	
					101人～120人	都市部	901,200,000	
					標準		858,400,000	
					121人以上	都市部	1,065,400,000	
					標準		1,014,700,000	
			就労・訓練事業等整備加算	都市部	51,500,000			
			標準		49,100,000			
			大規模生産設備等整備加算	都市部	169,700,000			
			標準		161,700,000			
			短期入所整備加算	都市部	14,000,000			
			標準		13,400,000			
			就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	11,600,000			
			標準		11,000,000			
			居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	7,730,000			
			標準		7,370,000			
			小規模グループケア整備加算	都市部	24,900,000			
			標準		23,700,000			
			避難スペース整備加算	都市部	44,800,000			
			標準		42,700,000			
			増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	31,000,000			
			標準		29,500,000			
			補装具製作施設	都市部	15,800,000			
			標準		15,000,000			
			点字図書館	都市部	53,500,000			
			標準		51,000,000			
			増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	33,400,000			
			標準		31,800,000			
			補装具製作施設	都市部	16,900,000			
			標準		16,100,000			
			点字図書館	都市部	57,500,000			
			標準		54,900,000			

改 正 後			現 行		
聴覚障害者情報提供施設	都市部	77,700,000	聴覚障害者情報提供施設	都市部	72,200,000
	標準	74,000,000		標準	68,800,000
<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>			<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>		

改 正 後					
別表3-5 (沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合) 令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円)					
事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	178,500,000	
			標準	170,000,000	
		41人～60人	都市部	297,500,000	
			標準	283,400,000	
		61人～80人	都市部	418,000,000	
			標準	398,100,000	
		81人～100人	都市部	538,600,000	
			標準	513,000,000	
		101人～120人	都市部	658,000,000	
			標準	626,600,000	
		121人～	都市部	778,300,000	
			標準	741,300,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	144,000,000
				標準	137,100,000
	41人～60人		都市部	240,500,000	
			標準	229,100,000	
	61人～80人		都市部	338,500,000	
			標準	322,500,000	
	81人～100人		都市部	435,100,000	
			標準	414,500,000	
	101人～120人		都市部	533,500,000	
			標準	508,200,000	
	121人～	都市部	630,000,000		
		標準	600,000,000		
就労・訓練事業等整備加算		都市部	68,200,000		
		標準	65,000,000		
短期入所整備加算		都市部	15,300,000		
		標準	14,600,000		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	21,300,000		
		標準	20,300,000		

現 行					
別表3-5 (沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合) 令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価 (単位:円)					
事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	165,700,000	
			標準	157,900,000	
		41人～60人	都市部	276,200,000	
			標準	263,100,000	
		61人～80人	都市部	388,100,000	
			標準	369,700,000	
		81人～100人	都市部	500,100,000	
			標準	476,400,000	
		101人～120人	都市部	611,000,000	
			標準	581,900,000	
		121人～	都市部	722,700,000	
			標準	688,300,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	133,700,000
				標準	127,400,000
	41人～60人		都市部	223,400,000	
			標準	212,800,000	
	61人～80人		都市部	314,400,000	
			標準	299,500,000	
	81人～100人		都市部	404,000,000	
			標準	384,900,000	
	101人～120人		都市部	495,500,000	
			標準	471,900,000	
	121人～	都市部	585,000,000		
		標準	557,100,000		
就労・訓練事業等整備加算		都市部	63,400,000		
		標準	60,400,000		
短期入所整備加算		都市部	14,300,000		
		標準	13,600,000		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	19,800,000		
		標準	18,900,000		

改 正 後				現 行				
(削除)				福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	300,200,000
						標準	286,000,000	
						41人～60人	都市部	500,100,000
						標準	476,400,000	
						61人～80人	都市部	703,600,000
						標準	670,100,000	
						81人～100人	都市部	905,100,000
						標準	862,000,000	
						101人～120人	都市部	1,107,000,000
						標準	1,054,400,000	
			121人～	都市部	1,308,400,000			
			標準	1,246,100,000				
			就労・訓練事業等整備加算	都市部	63,400,000			
			標準	60,400,000				
			短期入所整備加算	都市部	14,300,000			
			標準	13,600,000				
			発達障害者支援センター整備加算	都市部	19,800,000			
			標準	18,900,000				
<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>5 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。</p>				<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p> <p>5 障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。</p>				

(削除)

別表3-6

(公害防止対策事業として行う場合)

令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部 108,000,000 標準 102,900,000		
		21人～40人	都市部 217,100,000 標準 206,800,000		
		41人～60人	都市部 361,900,000 標準 344,700,000		
		61人～80人	都市部 509,200,000 標準 485,000,000		
		81人～100人	都市部 655,300,000 標準 624,100,000		
		101人～120人	都市部 801,100,000 標準 763,000,000		
		121人以上	都市部 947,000,000 標準 902,000,000		
		就労・訓練事業等整備加算	都市部 45,800,000 標準 43,600,000		
		大規模生産設備等整備加算	都市部 150,800,000 標準 143,700,000		
		短期入所整備加算	都市部 12,400,000 標準 11,900,000		
		発達障害者支援センター整備加算	都市部 14,400,000 標準 13,800,000		
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部 10,300,000 標準 9,840,000		
		居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 6,870,000 標準 6,550,000		
		小規模グループケア整備加算	都市部 22,100,000 標準 21,100,000		
		避難スペース整備加算	都市部 39,800,000 標準 38,000,000		
		福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	本体	利用定員 20人以下	都市部 59,400,000 標準 56,600,000
				21人～40人	都市部 119,700,000 標準 114,000,000
				41人～60人	都市部 200,000,000 標準 190,400,000
61人～80人	都市部 280,800,000 標準 267,500,000				
81人～100人	都市部 361,900,000 標準 344,700,000				

改 正 後	現 行		
		101人 ~120人	都市部 441,900,000 標準 420,800,000
		121人 以上	都市部 523,000,000 標準 498,100,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部 45,800,000 標準 43,600,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部 150,800,000 標準 143,700,000
	短期入所整備加算		都市部 12,400,000 標準 11,900,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部 14,400,000 標準 13,800,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部 10,300,000 標準 9,840,000
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部 6,870,000 標準 6,550,000
	避難スペース整備加算		都市部 39,800,000 標準 38,000,000
<p>(注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。</p> <p>2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。</p> <p>3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。</p> <p>4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</p>			

(削除)

別表3-7

(公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合)
 令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額			
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	288,200,000		
			標準	274,500,000		
		41人 ~ 60人	都市部	480,100,000		
			標準	457,300,000		
		61人 ~ 80人	都市部	675,500,000		
			標準	643,300,000		
		81人 ~ 100人	都市部	868,900,000		
			標準	827,600,000		
		101人 ~ 120人	都市部	1,062,800,000		
			標準	1,012,200,000		
		121人 以上	都市部	1,256,000,000		
			標準	1,196,300,000		
		就労・訓練事業等整備加算			都市部	60,800,000
					標準	58,000,000
短期入所整備加算			都市部	13,700,000		
			標準	13,100,000		
発達障害者支援センター整備加算			都市部	19,000,000		
			標準	18,100,000		

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて
 (平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設設置工事費の合計額を基準額とする。
 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を
 基準額とする。

改 正 後

別表3-6

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	66,600,000
			標準	63,500,000
		21人～40人	都市部	134,200,000
			標準	127,900,000
		41人～60人	都市部	224,300,000
			標準	213,600,000
		61人～80人	都市部	315,000,000
			標準	300,000,000
	81人～100人	都市部	406,000,000	
		標準	386,600,000	
	101人～120人	都市部	495,700,000	
		標準	472,100,000	
	121人以上	都市部	586,700,000	
		標準	558,800,000	
	施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊 型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	53,600,000
			標準	51,100,000
21人～40人		都市部	108,300,000	
		標準	103,200,000	
41人～60人		都市部	181,200,000	
		標準	172,600,000	
61人～80人		都市部	255,300,000	
		標準	243,200,000	
81人～100人	都市部	328,000,000		
	標準	312,500,000		
101人～120人	都市部	402,000,000		
	標準	383,000,000		
121人以上	都市部	475,000,000		
	標準	452,500,000		
就労・訓練事業等整備加算			都市部	51,400,000
			標準	49,000,000

現 行

別表3-8

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	61,900,000
			標準	59,000,000
		21人～40人	都市部	124,700,000
			標準	118,800,000
		41人～60人	都市部	208,300,000
			標準	198,400,000
		61人～80人	都市部	292,500,000
			標準	278,600,000
	81人～100人	都市部	377,000,000	
		標準	359,000,000	
	101人～120人	都市部	460,300,000	
		標準	438,400,000	
	121人以上	都市部	544,800,000	
		標準	518,900,000	
	施設入所 支援整備 加算及び 本体(宿泊 型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	49,900,000
			標準	47,500,000
21人～40人		都市部	100,600,000	
		標準	95,900,000	
41人～60人		都市部	168,300,000	
		標準	160,300,000	
61人～80人		都市部	237,100,000	
		標準	225,900,000	
81人～100人	都市部	304,600,000		
	標準	290,100,000		
101人～120人	都市部	373,400,000		
	標準	355,600,000		
121人以上	都市部	441,100,000		
	標準	420,100,000		
就労・訓練事業等整備加算			都市部	47,700,000
			標準	45,500,000

改 正 後				現 行				
	大規模生産設備等整備加算	都市部	169,200,000	大規模生産設備等整備加算	都市部	157,100,000		
		標準	161,200,000		標準	149,700,000		
	短期入所整備加算	都市部	14,000,000	短期入所整備加算	都市部	13,000,000		
		標準	13,300,000		標準	12,400,000		
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	16,200,000	発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,000,000		
		標準	15,500,000		標準	14,400,000		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	11,500,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,700,000			
	標準	11,000,000		標準	10,200,000			
居宅介護整備加算	都市部	7,710,000	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	7,150,000			
	標準	7,350,000		標準	6,820,000			
避難スペース整備加算	都市部	44,600,000	避難スペース整備加算	都市部	41,500,000			
	標準	42,500,000		標準	39,500,000			
(削除)				福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	112,500,000
		標準				標準	107,200,000	
		21人～40人	都市部			226,100,000		
		標準				標準	215,400,000	
		41人～60人	都市部			377,000,000		
		標準				標準	359,000,000	
		61人～80人	都市部			530,500,000		
		標準				標準	505,200,000	
		81人～100人	都市部			682,600,000		
		標準				標準	650,100,000	
		101人～120人	都市部			834,500,000		
		標準				標準	794,800,000	
		121人以上	都市部			986,500,000		
		標準				標準	939,500,000	
			就労・訓練事業等整備加算	都市部	47,700,000			
			標準	45,500,000				
			大規模生産設備等整備加算	都市部	157,100,000			
			標準	149,700,000				
			短期入所整備加算	都市部	13,000,000			
			標準	12,400,000				
			発達障害者支援センター整備加算	都市部	15,000,000			
			標準	14,400,000				

改 正 後			

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 木造施設の改築として行う場合に限る。

現 行		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	10,700,000
	標準	10,200,000
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	7,150,000
	標準	6,820,000
小規模グループケア整備加算	都市部	23,000,000
	標準	22,000,000
避難スペース整備加算	都市部	41,500,000
	標準	39,500,000

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 木造施設の改築として行う場合に限る。

改 正 後

別表3-7

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和5年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	178,500,000	
			標準	170,000,000	
41人 ~ 60人		都市部	297,500,000		
		標準	283,400,000		
61人 ~ 80人		都市部	418,000,000		
		標準	398,100,000		
81人 ~ 100人		都市部	538,600,000		
		標準	513,000,000		
101人 ~ 120人		都市部	658,000,000		
		標準	626,600,000		
121人 以上		都市部	778,300,000		
		標準	741,300,000		
施設入所 支援整備 加算		利用定員 40人 以下	40人 以下	都市部	144,000,000
				標準	137,100,000
	41人 ~ 60人		都市部	240,500,000	
			標準	229,100,000	
	61人 ~ 80人		都市部	338,500,000	
			標準	322,500,000	
	81人 ~ 100人		都市部	435,100,000	
			標準	414,500,000	
	101人 ~ 120人		都市部	533,500,000	
			標準	508,200,000	
	121人 以上		都市部	630,000,000	
			標準	600,000,000	
就労・訓練事業等整備加算	都市部	68,200,000			
	標準	65,000,000			
短期入所整備加算	都市部	15,300,000			
	標準	14,600,000			
発達障害者支援センター整備加算	都市部	21,300,000			
	標準	20,300,000			

現 行

別表3-9

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人 以下	都市部	165,700,000	
			標準	157,900,000	
41人 ~ 60人		都市部	276,200,000		
		標準	263,100,000		
61人 ~ 80人		都市部	388,100,000		
		標準	369,700,000		
81人 ~ 100人		都市部	500,100,000		
		標準	476,400,000		
101人 ~ 120人		都市部	611,000,000		
		標準	581,900,000		
121人 以上		都市部	722,700,000		
		標準	688,300,000		
施設入所 支援整備 加算		利用定員 40人 以下	40人 以下	都市部	133,700,000
				標準	127,400,000
	41人 ~ 60人		都市部	223,400,000	
			標準	212,800,000	
	61人 ~ 80人		都市部	314,400,000	
			標準	299,500,000	
	81人 ~ 100人		都市部	404,000,000	
			標準	384,900,000	
	101人 ~ 120人		都市部	495,500,000	
			標準	471,900,000	
	121人 以上		都市部	585,000,000	
			標準	557,100,000	
就労・訓練事業等整備加算	都市部	63,400,000			
	標準	60,400,000			
短期入所整備加算	都市部	14,300,000			
	標準	13,600,000			
発達障害者支援センター整備加算	都市部	19,800,000			
	標準	18,900,000			

改 正 後			
〔削除〕			

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設設置備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

現 行					
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	300,200,000	
			標準	286,000,000	
		41人～60人	都市部	500,100,000	
			標準	476,400,000	
		61人～80人	都市部	703,600,000	
			標準	670,100,000	
		81人～100人	都市部	905,100,000	
			標準	862,000,000	
		101人～120人	都市部	1,107,000,000	
			標準	1,054,400,000	
		121人以上	都市部	1,308,400,000	
			標準	1,246,100,000	
		就労・訓練事業等整備加算		都市部	63,400,000
				標準	60,400,000
短期入所整備加算		都市部	14,300,000		
		標準	13,600,000		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	19,800,000		
		標準	18,900,000		

- (注)1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
 - 3 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設設置備工事費の合計額を基準額とする。
 - 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
 - 5 木造の障害者支援施設または障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

改正後		現 行	
別表4-1		(新設)	
<p>令和5年度補助基準単価 (単位:円)</p> <p>(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)</p>			
施設の種類		単位	補助基準額
婦人相談所一時保護所	本体	1世帯当たり	3,087,000
	初度設備加算	1世帯当たり	61,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	19,135,000
	保育室整備加算	1人当たり	813,000
	学習室整備加算	1人当たり	813,000
婦人保護施設	本体	1世帯当たり	4,854,000
	初度設備加算	1世帯当たり	61,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	19,135,000
<p>(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)</p>			
施設の種類		単位	補助基準額
婦人保護施設	本体	1世帯当たり	7,281,000
	初度設備加算	1世帯当たり	92,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	28,703,000
<p>(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)</p> <p>2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。</p> <p>3 婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。</p>			

改正後

現行

別表4-2

令和5年度補助基準単価

(単位:円)

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
婦人相談所一時保護所	本体	1世帯当たり	4,074,000
	初度設備加算	1世帯当たり	80,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	25,258,000
	保育室整備加算	1人当たり	1,073,000
	学習室整備加算	1人当たり	1,073,000
婦人保護施設	本体	1世帯当たり	6,407,000
	初度設備加算	1世帯当たり	80,000
	心理療法室整備加算	1施設当たり	25,258,000

(新設)

改正後			現行	
(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)				
施設の種類		単位	補助基準額	
婦人保護施設	本体	1世帯当たり	9,611,000	
	初度設備加算	1世帯当たり	120,000	
	心理療法室整備加算	1施設当たり	37,887,000	
<p>(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)</p> <p>2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。</p> <p>3 婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算(一世帯あたり)の補助基準額を適用する。</p>				

改正後

現 行

別表4-3

令和5年度補助基準単価

(単位:円)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

(新設)

施 設 の 種 類		単 位	補 助 基 準 額
婦人相談所一時保護所	地域交流スペース	1 施設当たり	14,645,000
	初度設備加算	1 施設当たり	796,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1 施設当たり	19,523,000
	初度設備加算	1 施設当たり	2,082,000
	余裕教室活用促進事業	1 施設当たり	19,523,000
	初度設備加算	1 施設当たり	3,475,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1 施設当たり	9,339,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1 施設当たり	12,395,000
婦人保護施設	積雪寒冷地域体育施設	1 施設当たり	37,810,000
	地域交流スペース	1 施設当たり	14,645,000
	初度設備加算	1 施設当たり	796,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1 施設当たり	19,523,000
	初度設備加算	1 施設当たり	2,082,000
	余裕教室活用促進事業	1 施設当たり	19,523,000
	初度設備加算	1 施設当たり	3,475,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1 施設当たり	9,339,000
特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1 施設当たり	12,395,000	

改正後

現行

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類	単位	補助基準額
婦人保護施設	積雪寒冷地域体育施設	1施設当たり 56,715,000
	地域交流スペース	1施設当たり 21,968,000
	初度設備加算	1施設当たり 1,194,000
	地域交流スペース(防災拠点型)	1施設当たり 29,285,000
	初度設備加算	1施設当たり 3,123,000
	余裕教室活用促進事業	1施設当たり 29,285,000
	初度設備加算	1施設当たり 5,213,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	1施設当たり 14,009,000
特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	1施設当たり 18,593,000	

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で厚生労働大臣が必要と認めた額であること。

改正後

現行

別表4-4

(新設)

令和5年度補助基準単価

(単位:円)

(耐震化整備事業)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
婦人相談所一時保護所	本体	1世帯当たり	5,478,000
婦人保護施設	本体	1世帯当たり	7,364,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
婦人保護施設	本体	1世帯当たり	11,046,000

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記本体の交付基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算する。(小数点以下切捨て)

改正後

現行

別表4-5

令和5年度補助基準単価

(単位:円)

(都道府県または指定都市が設置する施設に係る施設整備事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
婦人相談所一時保護所	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1㎡当たり	7,000
婦人保護施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1㎡当たり	7,000

(社会福祉法人が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県が行う補助事業の場合)

施設の種類		単位	補助基準額
婦人保護施設	スプリンクラー設備工事(既存施設)※	1㎡当たり	11,000

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

(新設)

改 正 後	現 行
別表 <u>5</u> (略)	別表 <u>4</u> (略)

改正後	現行
<p>別紙1</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事 指定都市の長 中核市の長</p> <p>（元号） 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 申請額 別紙（1） 2 施設の種類 別紙（1） 3 申請額内訳 別紙（2） 4 事業計画 別紙（3） （<u>間接補助の場合は</u>、設置主体から都道府県（指定都市及び中核市）へ提出された申請書の事業計画の副本）</p> <p>（添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県（指定都市及び中核市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本 	<p>別紙1</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事 指定都市の長 中核市の長</p> <p>（元号） 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1 申請額 別紙（1） 2 施設の種類 別紙（1） 3 申請額内訳 別紙（2） 4 事業計画 別紙（3） （設置主体から都道府県（指定都市及び中核市）へ提出された申請書の事業計画の副本）</p> <p>（添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県（指定都市及び中核市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

改正後

別紙(1)

交付申請一覧表

(単位:円)

NO	施設の種類	施設の名称	間接補助の場合 間接補助事業者	国庫補助申請額
				施設整備費
計				

現行

別紙(1)

交付申請一覧表

(単位:円)

NO	施設の種類	施設の名称	間接補助事業者	国庫補助申請額
				施設整備費
計				

改正後	現行
<p>別紙 1 (2) 施設整備申請額内訳 (障害者関係施設) (略)</p> <p>別紙 1 (2) 施設整備申請額内訳 (保護施設等) (略)</p>	<p>別紙 1 (2) 施設整備申請額内訳 (障害者関係施設) (略)</p> <p>別紙 1 (2) 施設整備申請額内訳 (保護施設等) (略)</p>

改正後	現行
別紙1別紙(3)(略)	別紙1別紙(3)(略)

改正後	現行
<p>別紙2</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事 指定都市の長 中核市の長</p> <p>交付決定を受けた（元号） 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の事業実績報告について</p> <p>（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 精 算 額 別紙（1）のとおり 2 施設の種類等 別紙（1）のとおり 3 精算額内訳 別紙（2）のとおり 4 <u>事業実績報告書 別紙（3）のとおり</u> <u>（間接補助の場合は、設置主体から都道府県（指定都市及び中核市）へ提出された事業実績報告書の副本）</u> 5 都道府県（指定都市及び中核市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本 	<p>別紙2</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事 指定都市の長 中核市の長</p> <p>交付決定を受けた（元号） 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の事業実績報告について</p> <p>（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 精 算 額 別紙（1）のとおり 2 施設の種類 別紙（1）のとおり 3 精算額内訳 別紙（2）のとおり 4 <u>設置主体から都道府県（指定都市及び中核市）へ提出された事業実績報告書副本 別紙（3）のとおり</u> 5 都道府県（指定都市及び中核市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本

改正後	現行
別紙2(2) 施設整備精算額内訳(障害者関係施設)(略) 別紙2(2) 施設整備精算額内訳(保護施設等)(略)	別紙2(2) 施設整備精算額内訳(障害者関係施設)(略) 別紙2(2) 施設整備精算額内訳(保護施設等)(略)

改正後	現行
別紙2(3)～別紙8 (略)	別紙2(3)～別紙8 (略)